

# 福岡県公報

令和7年12月26日  
第 658 号

## 目 次

### 告 示（第697号－第715号）

○令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課) ..... 2
○福岡県資源管理方針の変更	(水産振興課) ..... 2
○令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の公表	(水産振興課) ..... 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) ..... 3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) ..... 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課) ..... 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課) ..... 4
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課) ..... 4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) ..... 4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) ..... 5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)及び住所(所在地)の変更	(保護・援護課) ..... 5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) ..... 6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) ..... 7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) ..... 7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) ..... 8
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 9
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 9
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課) ..... 9
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ..... 12

## 公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ..... 12
○一般競争入札の実施	(文化振興課) ..... 14
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ..... 16
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ..... 16
○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) ..... 16
○落札者等の公示	(税務課) ..... 16
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ..... 17
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ..... 17
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) ..... 17
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) ..... 17
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課) ..... 17
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課) ..... 17
○指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険課) ..... 18
○指定居宅サービス事業者の廃止	(介護保険課) ..... 20
○指定介護予防サービス事業者の指定	(介護保険課) ..... 21
○指定介護予防サービス事業者の廃止	(介護保険課) ..... 23
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課) ..... 23
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) ..... 23
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) ..... 24
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) ..... 24
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) ..... 24
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) ..... 25
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課) ..... 25
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課) ..... 25

## 公安委員会

## ○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(警察本部交通規制課) .....26

## ○意見募集の結果の公示

(警察本部交通規制課) .....40

## 告 示

## 福岡県告示第697号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、「かたくちいわし瀬戸内海系群」の令和7管理年度（令和7年1月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
かたくちいわし 瀬戸内海系群	令和7管理年度① (令和7年1月1日から同年12月31日まで) 48,000トンの内数 令和7管理年度② (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで) 48,000トンの内数	福岡県かたくちい わし瀬戸内海系群 知事管理区分	令和7管理年度① (令和7年1月1日から同年12月31日まで) 48,000トンの内数 令和7管理年度② (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで) 48,000トンの内数

## 福岡県告示第698号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき定めた福岡県資源管理方針（令和2年11月福岡県告示第889号の3）の一部を次のように改正し、令和7年12月26日から施行する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

第8中「別紙3-11 がざみ福岡県海域（有明海）」を「別紙3-12 まあなご福岡県海域（筑前海）」に改める。

別紙3-11の次に次のように加える。

(別紙3-12)

## 第1 水産資源

まあなご福岡県海域（筑前海）

## 第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

## 福岡県告示第699号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群の令和8管理年度（令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量

まあじ	現行水準	福岡県まあじ 知事管理区分	現行水準
まいわし 対馬暖流系群	現行水準	福岡県まいわし 知事管理区分	現行水準
かたくちいわし 対馬暖流系群	15,000トンの内数	福岡県かたくちいわし 対馬暖流系群 知事管理区分	15,000トン の内数
うるめいわし 対馬暖流系群	58,000トンの内数	福岡県うるめいわし 知事管理区分	58,000トン の内数
まだい 日本海西部・ 東シナ海系群	6,730トンの内数	福岡県まだい 知事管理区分	6,730トン の内数

**福岡県告示第700号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和7年1月福岡県告示第11号福岡広域都市計画下水道事業筑紫野公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
筑紫野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画下水道事業筑紫野公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和51年1月10日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
令和7年1月福岡県告示第11号の事業地に筑紫野市大字古賀、大字山口、大字萩原の一部を加える
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**福岡県告示第701号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
春生199	白水乳腺クリニック	春日市春日三丁目67	R7・11・19
嘉鞍生11	悠こころのクリニック	鞍手郡小竹町大字新多1466-9	R7・12・1
宗遠生34	あしや浦野眼科医院	遠賀郡芦屋町大字山鹿283-8	R7・12・1
飯生歯182	しのはら歯科こども歯科医院	飯塚市赤坂498-1	R7・12・1
宰生薬60	サンドラッグ太宰府大佐野薬局	太宰府市大佐野五丁目15-1	R7・12・1
嘉鞍生薬8	訪問薬局 ゆうひ堂	鞍手郡小竹町大字南良津1462-1	R7・12・1
直生薬112	なのはな薬局	直方市大字感田724-1	R7・11・1
田生訪49	訪問看護ステーションみづばち	田川市大字位登1596-3	R7・12・1
京生訪24	MARSOL訪問看護ステーション	築上郡築上町大字湊581番地7	R7・11・1

**福岡県告示第702号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保

護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田地生132	医療法人社団庄宮城医院	田川郡添田町大字庄249	R 6・10・8
田生132	森戸眼科医院	田川市大字伊田字幸田3510-3	R 7・10・16
八女生歯61	木下歯科医院	八女市黒木町本分717	R 7・10・31
両生歯55	熊谷歯科医院	朝倉郡筑前町新町175-9	R 7・10・31
大生歯164	寺本歯科医院	大牟田市新勝立町五丁目84	R 7・10・31
八女生薬17	有限会社 とまと調剤薬局	八女市津江字高島537-6	R 7・9・8
直生薬88	なのはな薬局 直方店	直方市大字感田724-1	R 7・10・31

### 福岡県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地生113	糸島こどもとおとな のクリニック	糸島市志摩井田原字 新開63-1	糸島市志摩井田原南 1番5号	R 7・11・1
糸島地生136	医療法人香清会 糸 島つきのか診療所	糸島市志摩初41-1	糸島市志摩初二丁目 2番1号	R 7・11・1

糸島地生歯51	糸島こどもとおとな のクリニック	糸島市志摩井田原字 新開63-1	糸島市志摩井田原南 1番5号	R 7・11・1
飯生歯178	秋元歯科クリニック	飯塚市川津707-1	飯塚市伊岐須156-10	R 7・11・1
柏生薬125	イルカ薬局篠栗店	糟屋郡篠栗町大字尾 仲496-2	糟屋郡篠栗町尾仲一 丁目4番32号	R 7・11・1
大生薬197	レモン薬局	大牟田市南船津町一 丁目12-27	大牟田市南船津町一 丁目13-24	R 7・11・1
飯生薬58	駅前調剤薬局	飯塚市新飯塚11-16	飯塚市新飯塚6-22	R 7・10・24
大川生訪9	メンタルケア訪問看 護ふらっと	大川市大字大野島 2871-1	大川市大字榎津325 番地2西1-2号 ヴィラベルディ1F	R 7・6・11
田生訪47	訪問看護 一縁	田川市大字伊加利 809 スマイルホー ム101	田川市大字伊加利 808-2 スマイル ホーム101号	R 7・7・1

### 福岡県告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
古生歯84	日高歯科医院	古賀市天神五丁目3-1	R 7・12・31

### 福岡県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとさ

れた場合を含む。) の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
飯生マ81	今長谷 奏夢（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯨田575-7	R 7・12・1
南筑後生マ16	岡本 千津子（訪問鍼灸マッサージすみれ）	八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R 7・12・1
柏生マ49	今長谷 奏夢（夢生鍼灸院 久山）	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 7・12・1
福津生柔60	橋木 陽子（ワンネスの樹 整骨院）	福津市宮司浜三丁目4-4 NEORALOG IN-X 1-B	R 7・12・1
飯生はき52	白神 美鈴（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯨田575-7	R 7・12・1
飯生はき53	今長谷 奏夢（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯨田575-7	R 7・12・1
飯生はき54	飯田 奈津美（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯨田575-7	R 7・12・1
柏生はき55	今長谷 奏夢（夢生鍼灸院 久山）	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 7・12・1
柏生はき56	飯田 奈津美（夢生鍼灸院 久山）	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 7・12・1
柏生はき67	織田 綾花（夢生鍼灸院 久山）	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 7・12・1
南筑後生はき12	宮地 佑弥（訪問鍼灸マッサージすみれ）	八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R 7・12・1

### 福岡県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

の例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生マ80	今長谷 奏夢（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯨田575-7	R 7・11・30
飯生はき44	小島 祐美（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯨田575-7	R 7・11・30
飯生はき45	今長谷 奏夢（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯨田575-7	R 7・11・30
飯生はき49	高濱 未紗（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯨田575-7	R 7・11・30
飯生はき50	飯田 奈津美（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯨田575-7	R 7・11・30
飯生はき51	米今 瑞紀（夢生鍼灸院 飯塚）	飯塚市鯨田575-7	R 7・11・30
柏生はき53	今長谷 奏夢（夢生鍼灸院 久山）	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 7・11・30
柏生はき54	米今 瑞紀（夢生鍼灸院 久山）	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 7・11・30
柏生はき55	高濱 未紗（夢生鍼灸院 久山）	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 7・11・30
柏生はき56	飯田 奈津美（夢生鍼灸院 久山）	糟屋郡久山町大字久原2493-7	R 7・11・30

### 福岡県告示第707号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）及び住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 氏名（名称）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
南筑後生マ4	井上 智則（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	井上 智則（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生マ5	山口 登喜雄（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	山口 登喜雄（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生マ6	下川 真琴（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	下川 真琴（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生マ7	藪内 澄江（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	藪内 澄江（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生マ8	美根 博子（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	美根 博子（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生マ9	白石 正明（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	白石 正明（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生マ10	松枝 裕子（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	松枝 裕子（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生マ11	溝上 直樹（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	溝上 直樹（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生マ12	沼 由美（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	沼 由美（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生マ13	根岸 智恵美（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	根岸 智恵美（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1

南筑後生マ15	原口 大輔（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	原口 大輔（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
粕生柔115	新井 春樹（はる整骨院） 糟屋郡粕屋町長者原西二丁目9-18	新井 春樹（はる鍼灸院・はる整骨院） 糟屋郡粕屋町長者原西二丁目9-18	R7・11・1
南筑後生はき7	溝上 直樹（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	溝上 直樹（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生はき8	沼 由美（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	沼 由美（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生はき9	根岸 智恵美（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	根岸 智恵美（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1
南筑後生はき11	原口 大輔（訪問マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	原口 大輔（訪問鍼灸マッサージすみれ） 八女郡広川町大字新代1170-1 サトウルナリアA棟205	R7・12・1

## 2 住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
春生マ15	赤尾 直幸（CAマッサージ施術所） 春日市日の出町六丁目20 ルヴェドウソレイユ201	赤尾 直幸（CAマッサージ施術所） 春日市大谷四丁目23番地5	R7・12・1
糸島地生柔24	生熊 公吉（志摩整骨院） 糸島市志摩井田原84-1	生熊 公吉（志摩整骨院） 糸島市志摩井田原南5番20号	R7・11・1

## 福岡県告示第708号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第65号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平石	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山鹿小西	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鯨瀬	遠賀郡芦屋町花美坂及び大字山鹿（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩ノ元(a)-1	遠賀郡芦屋町山鹿（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面を芦屋町役場に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第709号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第66号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平石	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

山鹿小西	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
鯨瀬	遠賀郡芦屋町花美坂及び大字山鹿（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
岩ノ元(a)-1	遠賀郡芦屋町山鹿（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面を芦屋町役場に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第710号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
はまゆう-1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平石-1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田屋-1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原-1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原-2	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

柏原 - 3	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
正津ヶ浜 - 1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山鹿小西 - 1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山鹿 - 1	遠賀郡芦屋町山鹿及び大字山鹿（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山鹿 - 2	遠賀郡芦屋町山鹿（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩ノ元 - 1	遠賀郡芦屋町山鹿（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花美坂 - 1	遠賀郡芦屋町花美坂（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鯨瀬 - 1	遠賀郡芦屋町花美坂及び大字山鹿（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
江川台 - 1	遠賀郡芦屋町江川台（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西浜町 - 1	遠賀郡芦屋町西浜町（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大城 - 1	遠賀郡芦屋町大字芦屋（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大城 - 2	遠賀郡芦屋町大字芦屋（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大城 - 3	遠賀郡芦屋町大字芦屋（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大城 - 4	遠賀郡芦屋町大字芦屋（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から19までは省略し、その図面を芦屋町役場に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第711号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
はまゆう - 1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
平石 - 1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
田屋 - 1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
柏原 - 1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
柏原 - 2	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
柏原 - 3	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
正津ヶ浜 - 1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
山鹿小西 - 1	遠賀郡芦屋町大字山鹿（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり

山鹿 - 1	遠賀郡芦屋町山鹿及び大字山鹿（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
山鹿 - 2	遠賀郡芦屋町山鹿（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
岩ノ元 - 1	遠賀郡芦屋町山鹿（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
花美坂 - 1	遠賀郡芦屋町花美坂（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
江川台 - 1	遠賀郡芦屋町江川台（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
大城 - 1	遠賀郡芦屋町大字芦屋（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
大城 - 2	遠賀郡芦屋町大字芦屋（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
大城 - 3	遠賀郡芦屋町大字芦屋（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
大城 - 4	遠賀郡芦屋町大字芦屋（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から12、14及び16から19までは省略し、その図面を芦屋町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	本郷基山線 停車場	前	三井郡大刀洗町大字高樋2475番2先から 小郡市吹上1020番1先まで	13.5 ～ 54.5	1082.7
			後	三井郡大刀洗町大字高樋2475番2先から 小郡市吹上1020番1先まで	13.5 ～ 44.9	1082.7

#### 福岡県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年12月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷基山線 停車場	三井郡大刀洗町大字高樋2475番2先から 小郡市吹上1020番1先まで

#### 福岡県告示第714号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和45年12月福岡県告示第1143号）により指定した岡垣農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県八幡農林事務所農山村・農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

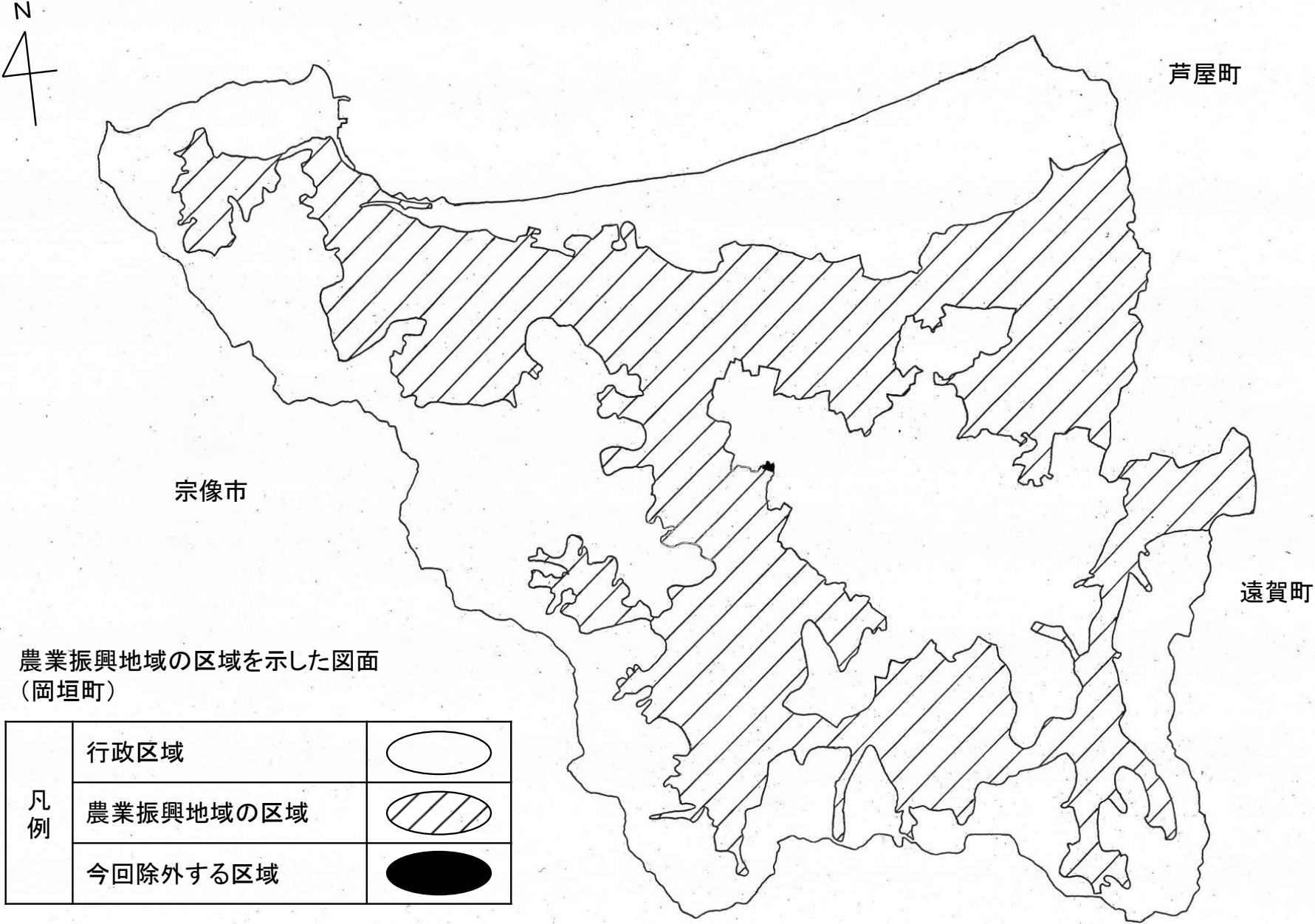
令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 農業振興地域名  
岡垣地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲  
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

農業振興地域の区域を示した図面  
(岡垣町)

凡例	行政区域	
	農業振興地域の区域	
	今回除外する区域	



**福岡県告示第715号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

**1 指定施業要件変更予定森林の所在場所**

八女市（次の図に示す部分に限る。）

**2 保安林として指定された目的**

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

**3 変更に係る指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告****公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

**1 調達をする物品等又は特定役務の種類**

九州国立博物館清掃業務 一式

**2 競争入札参加者の資格****(1) 競争入札に参加することができない者**

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人には登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人には本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人には財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人には貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）

- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年1月29日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

#### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札

参加資格審査の申請をすること。

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号 75
- (2) 購入等件名及び数量 九州国立博物館清掃業務 一式
- (3) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

- (5) 履行場所 九州国立博物館
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額（税込み）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争参加資格

- (1) 次のア又はイに該当する者。
  - ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和7年度から令和9年度までの間に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
  - イ 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-03（ビル清掃管理）で、AA又はAの等級に格付けされている者であること。
- (2) 独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則（平成19年国立文化財機構細則第

19号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

- (3) 「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）」に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- (5) 令和5年度から令和7年度までの間に、請負者の責に帰す事由による契約不履行等の事実がない者であること。
- (6) 令和3年度から令和7年度までの間に、公共機関等において、取引停止・指名停止等の処分を受けた事実がない者であること。
- (7) 次のうちいずれかに該当すること。
  - ア 令和3年度から令和7年度までの間に、延床面積10,000m<sup>2</sup>以上の博物館又は美術館において、建物清掃業務を、12か月以上継続して実施した者であること。
  - イ 令和3年度から令和7年度までの間に、同一の複合商業施設において、延床面積20,000m<sup>2</sup>以上の建物清掃業務を24か月以上継続して実施した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
  - ア 〒818-0118 太宰府市石坂四丁目7番2号 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課財務係 電話 092-918-2843
  - イ 〒818-0118 太宰府市石坂四丁目7番2号 福岡県立アジア文化交流センター広報課 電話 092-929-3272
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から令和8年2月16日まで上記3(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限  
令和8年2月20日17時00分
- (4) 開札の日時及び場所  
令和8年3月6日11時00分 九州国立博物館2階第二会議室

#### 4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 5 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、証書を提出する場合又は過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

##### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合又は過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札、その他入札説明書に記載する入札の条件に違反した入札は無効とする。

#### 8 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき又は著しく不適当であると認められるときは、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### 9 入札結果の開示

この入札の結果については、入札参加者又は第三者が請求を行った場合は、落札者との契約の締結後、その求めに応じて開示を行うこととする。

#### 10 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約書に定めるもののほか、落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (3) この事業は令和8年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては事業を中止又は一部変更して実施することがある。
- (4) 手続における交渉はない。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Contracting Entity : Seitarou Hattori,Governor, Fukuoka prefecture
- (2) Classification of the products to be procured : 75
- (3) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning service for buildings in Kyushu National Museum
- (4) Delivery period : From 1 , April, 2026 through 31, March, 2028
- (5) Delivery place : Kyushu National Museum
- (6) Time limit of tender : 5 : 00 P. M. 20, February, 2026
- (7) Contact point for the notice : Kyushu National Museum, 4 – 7 – 2, Ishizaka, Dazaifu-shi, Fukuoka 818 – 0118 Japan, TEL 092 – 918 – 2843 ; Asian Cultural Exchange Center, 4 – 7 – 2, Ishizaka, Dazaifu-shi, Fukuoka 818 – 0118 Japan,

TEL 092-929-3272

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和7年11月21日古賀市告示第183号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和7年12月8日古賀市告示第187号）

**公告**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 組合の名称

J R久留米駅前第二街区市街地再開発組合

## 2 事業実施期間

平成30年11月から令和10年3月まで

## 3 施行地区

久留米市城南町の一部

- 4 事務所の所在地  
久留米市中央町13番29号
- 5 設立認可の年月日  
平成30年11月21日
- 6 変更認可の年月日  
令和7年12月9日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
税務システム窓口専用パソコン賃貸借契約一式  
デスクトップ型パソコン 46台 ノート型パソコン 12台（保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部税務課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年10月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店
  - (2) 住所  
福岡市中央区天神一丁目10-20
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
15,507,360円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和7年8月29日

---

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道前原公共下水道（令和7年12月4日糸島市告示第242号）

---

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道志摩公共下水道（令和7年12月4日糸島市告示第242号）

---

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字南原1404番5及び1404番25から1404番34まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区向新町二丁目5番16号

照栄建設株式会社

代表取締役 富永 一幹

---

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志登字宮廻り68番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区下山門二丁目7番30-301号 第1西納ビル

馬場 誠也

---

#### 公告

「福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和7年12月26日から令和8年1月26日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

---

#### 公告

解散した清算法人山本豊田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定

により次のように公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
手島 富士雄	久留米市山本町豊田345番地1
志波 一雄	久留米市太郎原町1760番地
池田 光一	久留米市山本町豊田1064番地2
柴田 義則	久留米市山本町豊田1160番地
鶴 計明	久留米市太郎原町1690番地3
野村 浩次	久留米市国分町1216番地3 ルネス国分501号

### 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
訪問介護	4072201173	訪問介護リ AND 甘木 + 朝倉市甘木1785-1-201	株式会社 R e A N D	令和7年9月1日
〃	4073701007	訪問介護まごころ 那珂川市片縄二丁目15番地メゾン那珂川306号	株式会社 CANAEL	令和7年9月1日
〃	4075101156	ヘルパーステーション ウエル岡垣 遠賀郡岡垣町中央台六丁目10-9	ウェルフォレスト株式会社	令和7年9月1日

〃	4072100979	虹の輪ほうもんかいご 嘉麻市上臼井287番地20	株式会社虹の輪	令和7年10月1日
〃	4072801741	訪問介護事業所あかり や中間 中間市池田一丁目23-23	株式会社あかりや	令和7年10月1日
〃	4075501140	あさひヘルパーステーション 宮若市宮田3673番地3 宮若商工会議所4階	合同会社MOMO	令和7年10月1日
〃	4072301668	ヘルパーステーション 八女 八女市立花町山崎1916	有限会社西日本総合	令和7年11月1日
〃	4073501837	ヘルパーステーション よつば糸島 糸島市神在東二丁目3番41号	株式会社ジェニュイン	令和7年11月1日
訪問看護	4060490564	彩り訪問看護ステーション 糟屋郡久山町山田1606-1	株式会社ファルリーベ	令和7年9月1日
〃	4060590132	Care Link 訪問看護 ステーション 福津市福間南二丁目17-11 ガーデンハイツ 福間A202	有限会社 C a r e L i n k	令和7年9月1日
〃	4062090206	訪問看護ステーション つむぎ 糸島市篠原東二丁目1番35号 2階	株式会社ことはな	令和7年9月1日
〃	4062690138	訪問看護あすのトビラ 小郡市三沢2425番地1 ラフテル小郡207	株式会社ダイアログ	令和7年9月1日
〃	4063390076	訪問看護ステーション かわせみ うきは市浮羽町古川1023番地1	株式会社 メディケア九州	令和7年9月1日

〃	4064490370	訪問看護ステーション アムール 大牟田市上白川町一丁目246番地	医療法人静光園	令和7年9月1日	〃	4062390135	訪問看護ステーション Luke 筑後市上北島367-1 プレステージⅡ206	株式会社ST	令和7年10月1日
〃	4065590590	訪問看護ステーション 凛～b e 11～ 飯塚市中475-3	合同会社ホープリンクス	令和7年9月1日	〃	4065490262	アイアス訪問看護ステーション 直方 直方市感田1486番地2	株式会社アイアス	令和7年10月1日
〃	4065590608	心愛訪問看護ステーション 飯塚市徳前3-1 オ フィスパレア飯塚Ⅱ4 号室	株式会社N E X S I A	令和7年9月1日	〃	4067290090	MARSOL訪問看護ステーション 築上郡築上町湊581番地7	有限会社レビイ	令和7年11月1日
〃	4065690515	訪問看護ステーション あすてら 田川市伊田76番地 MKハイツ伊田I C -10号室	株式会社いぶき	令和7年9月1日	通所介護	4071903217	デイサービスほまれ 田川市中央町3番26号	株式会社まつおか	令和7年9月1日
〃	4065890081	訪問看護ステーション 颯 宮若市鶴田1891-44 K H メゾンⅢ2号室	株式会社秋桜	令和7年9月1日	〃	4072201165	デイサービス The Road by ReAND 朝倉市甘木2435-1	株式会社R e A N D	令和7年9月1日
〃	4067390155	訪問看護ステーション T A O 京都郡苅田町京町一丁目15-11	株式会社アース	令和7年9月1日	〃	4073700975	あおぞらデイサービス センター油山 那珂川市西畑423-3	株式会社ACG	令和7年9月1日
〃	4067490054	あんず訪問看護ステーション 豊前市久松109-5	医療法人社団中津胃腸病院	令和7年9月1日	〃	4075101164	デイサービスウェル岡垣 遠賀郡岡垣町中央台六 丁目10番9号	ウェルフォレスト株 式会社	令和7年9月1日
〃	4060490572	えん訪問看護ステーション 福岡柏屋町 糟屋郡柏屋町長者原東 四丁目3-20 エバー ライフ長者原304号	株式会社Bridge	令和7年10月1日	〃	4075101172	デイサービスセンター 陽奏 遠賀郡岡垣町東高倉二 丁目21-2	社会福祉法人起生会	令和7年10月24日
〃	4061590289	おおとり訪問看護ステーション 大野城市雜餉隈町一丁目8-28メゾン池田B 棟101	株式会社E 3	令和7年10月1日	〃	4071702650	リハビリデイサービス なのはな 直方市新知町6-10	合同会社P l a c e	令和7年11月1日
					〃	4072801758	デイサービス日和 中間市土手ノ内一丁目 8番45号	株式会社てのひら	令和7年11月1日

ブルーミングケア福岡 那珂川 那珂川市片縄二丁目 139番	4073701015	合同会社松永鍼灸マッサージ院	令和7年11月1日
デイサービスセンター 五福 福津市福間駅東一丁目 3-5	4074501166	H E A R T F U L 株式会社	令和7年11月1日
デイサービスこころ う楽か 遠賀郡遠賀町木守1546 番地1	4075200677	株式会社福祉人	令和7年11月1日
福祉用具貸与	4071903225	福祉用具あえる 田川市夏吉3062番地1	株式会社ユナイティッドファム
特定福祉用具販売	4071903225	福祉用具あえる 田川市夏吉3062番地1	株式会社ユナイティッドファム
特定施設入居者生活介護	4071503611	介護付有料老人ホーム セーヌ大牟田 大牟田市宮部174番地1	医療法人 シーエムエス

**公告**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
訪問介護	4073400667	ホームヘルパーステーション ふたば 太宰府市三条一丁目4-1	社会福祉法人 恵徳会	令和7年9月1日

ヘルパーステーション もみの木 大牟田市大黒町四丁目 13番地1	4071503736	有限会社もみの木	令和7年9月30日
ヘルパーステーション ほうれん草 嘉麻市鴨生218番地6	4072100409	株式会社ほうれん草	令和7年9月30日
ヘルパーステーション 優希苑 中間市池田一丁目23-23 2F	4072801022	株式会社優希苑	令和7年9月30日
ヘルパーステーション Slowcare 小郡市祇園一丁目8-8 第二延ビル3階	4072900923	株式会社 STARTEND	令和7年9月30日
サンケア太宰府ホーム ヘルプサービス 太宰府市高雄三丁目 4227番地267	4073400147	社会福祉法人梅香福祉会	令和7年9月30日
ヘルパーステーション 健笑 福津市日蒔野五丁目17-4	4074500861	株式会社福老	令和7年9月30日
ヘルパーステーション みづき 糸島市神在東二丁目3番41号	4073501787	リライフメディカル 合同会社	令和7年10月31日
ヘルパーステーション 五福 福津市日蒔野四丁目8番地7	4074500879	株式会社 S O F T	令和7年10月31日
ガイドサポートL i n k 鞍手郡鞍手町中山1041番地1	4075400384	株式会社 L i n k	令和7年10月31日
オリーブケアセンター 田川市川宮1059-1	4079601144	合同会社 ハピネス	令和7年11月30日

訪問看護	4060490457	訪問看護ステーション れもん 糟屋郡粕屋町長者原東 四丁目3番20 エバー ライフ長者原304号	株式会社イサジア	令和7年9月30日
〃	4062190113	訪問看護ステーション つなぐ 八女市龍ヶ原68-7	株式会社Coco, み らい	令和7年10月31日
〃	4065490254	笑み訪問看護ステーシ ョン 直方市頓野1058-1 メセナ105	株式会社笑み	令和7年10月31日
〃	4060490416	訪問看護ステーション いぶきの風 新宮 糟屋郡新宮町三代西一 丁目1番7号 エルヴ エール新宮1-C	株式会社P O S I T I V E G R E E N	令和7年11月30日
〃	4065590327	訪問看護ステーション いろは 飯塚市鶴田2359番地2	株式会社和気あいあ い	令和7年11月30日
通所介護	4071702213	リハビリデイサービス レインボーネ 直方市新町二丁目4番 7	株式会社Home Bridge	令和7年9月30日
〃	4072801030	デイサービス優希苑 中間市池田一丁目23番 23号	株式会社優希苑	令和7年9月30日
〃	4076200478	デイサービスセンター 笑和 飯塚市小正147番地3	有限会社千代	令和7年9月30日
〃	4071702171	リハビリ特化型デイサ ービス愛心 直方 直方市新知町6-10	株式会社マイキ	令和7年10月31日

〃	4073700942	ブルーミングケア福岡 那珂川 那珂川市片縄二丁目 139	株式会社 CareNation	令和7年10月31日
〃	4074500887	デイサービスセンター 五福 福津市福間駅東一丁目 3番5号	株式会社S O F T	令和7年10月31日
短期入所 生活介護	4071503082	ショートステイ こん の大牟田市小川町25番地 1	医療法人完光会今野 病院	令和7年10月31日
特定施設入 居者生活介 護	4073700314	ひばり苑 那珂川市觀晴が丘3番 18号	有限会社米寿苑	令和7年11月30日
福祉用具貸 与	4071502092	介護用品レンタルセン ター くるくる 大牟田市本町五丁目3 番地11	あいわ有限会社	令和7年9月1日
特定福祉用 具販売	4071502092	介護用品レンタルセン ター くるくる 大牟田市本町五丁目3 番地11	あいわ有限会社	令和7年9月1日

## 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービス の種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 又は氏名	指 定 年 月 日
介護予防訪 問看護	4060490564	彩り訪問看護ステーシ ョン 糟屋郡久山町山田1606 -1	株式会社ファルリー ベ	令和7年9月1日

〃	4060590132	Care Link 訪問看護ステーション 福津市福間南2-17-11ガーデンハイツ福間A202	有限会社Care Link	令和7年9月1日
〃	4062090206	訪問看護ステーション つむぎ 糸島市篠原東二丁目1番35号 2階	株式会社ことはな	令和7年9月1日
〃	4062690138	訪問看護あすのトビラ 小郡市三沢2425番地1 ラフェル小郡207	株式会社ダイアログ	令和7年9月1日
〃	4063390076	訪問看護ステーション かわせみ うきは市浮羽町古川1023番地1	株式会社 メディケア九州	令和7年9月1日
〃	4064490370	訪問看護ステーション アムール 大牟田市上白川町一丁目246番地	医療法人静光園	令和7年9月1日
〃	4065590590	訪問看護ステーション 凛～be11～ 飯塚市中475-3	合同会社ホープリンクス	令和7年9月1日
〃	4065590608	心愛訪問看護ステーション 飯塚市徳前3-1 オフィスパレア飯塚Ⅱ4号室	株式会社NEXSI A	令和7年9月1日
〃	4065690515	訪問看護ステーション あすてら 田川市伊田76番地 MKハイツ伊田I C-10号室	株式会社いぶき	令和7年9月1日
〃	4065890081	訪問看護ステーション 颯 宮若市鶴田1891-44 K HメゾンⅢ2号室	株式会社秋桜	令和7年9月1日

〃	4067390155	訪問看護ステーション TAO 京都郡苅田町京町一丁目15-11	株式会社アース	令和7年9月1日
〃	4067490054	あんず訪問看護ステーション 豊前市久松109-5	医療法人社団中津胃腸病院	令和7年9月1日
〃	4060490572	えん訪問看護ステーション福岡柏屋町 糟屋郡柏屋町長者原東四丁目3-20 エバラライフ長者原304号	株式会社Bridge	令和7年10月1日
〃	4061590289	おおとり訪問看護ステーション 大野城市雜餉隈町一丁目8-28メゾン池田B棟101	株式会社E3	令和7年10月1日
〃	4062390135	訪問看護ステーション Luke 筑後市上北島367-1 プレステージⅡ206	株式会社ST	令和7年10月1日
〃	4065490262	アイアス訪問看護ステーション 直方 直方市感田1486番地2	株式会社アイアス	令和7年10月1日
〃	4067290090	MARSOL訪問看護ステーション 築上郡築上町湊581番地7	有限会社レビイ	令和7年11月1日
介護予防福祉用具貸与	4071903225	福祉用具あえる 田川市夏吉3062番地1	株式会社ユナイティッドファム	令和7年11月1日
特定介護予防福祉用具販売	4071903225	福祉用具あえる 田川市夏吉3062番地1	株式会社ユナイティッドファム	令和7年11月1日

介護予防特定施設入居者生活介護	4071503611	介護付有料老人ホーム セーヌ大牟田 大牟田市宮部174番地 1	医療法人 シーエム エス	令和7年7月1日
-----------------	------------	--	-----------------	----------

**公告**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
介護予防訪問看護	4060490457	訪問看護ステーション れもん 糟屋郡粕屋町長者原東四丁目3番20 エバーライフ長者原304号	株式会社イサジア	令和7年9月30日
〃	4062190113	訪問看護ステーション つなぐ 八女市龍ヶ原68-7	株式会社Coco, みらい	令和7年10月31日
〃	4065490254	笑み訪問看護ステーション 直方市頓野1058-1 メセナ105	株式会社笑み	令和7年10月31日
〃	4060490416	訪問看護ステーション いぶきの風 新宮 糟屋郡新宮町三代西一丁目1番7号 エルヴ エール新宮1-C	株式会社P O S I T I V E G R E E N	令和7年11月30日
〃	4065590327	訪問看護ステーション いろは 飯塚市鯰田2359番地2	株式会社和気あいあい	令和7年11月30日

介護予防短期入所生活介護	4071503082	ショートステイ こんの 大牟田市小川町25番地 1	医療法人完光会今野病院	令和7年10月31日
介護予防特定施設入居者生活介護	4073700314	ひばり苑 那珂川市觀晴が丘3番 18号	有限会社米寿苑	令和7年11月30日
介護予防福祉用具貸与	4071502092	介護用品レンタルセンター くるくる 大牟田市本町五丁目3番地11	あいわ有限会社	令和7年9月1日
特定介護予防福祉用具販売	4071502092	介護用品レンタルセンター くるくる 大牟田市本町五丁目3番地11	あいわ有限会社	令和7年9月1日

**公告**

「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見募集期間

令和7年12月26日から令和8年1月26日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
中間市大字上底井野字曾根ヶ崎421番1、421番12及び2340番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中間市大字上底井野406番地の1  
株式会社寺田工作所  
代表取締役 寺田 淳志

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分を受けた事業者
  - (1) 名称  
株式会社和城建設
  - (2) 所在地  
熊本県荒尾市大正町一丁目1番地17
  - (3) 代表者  
代表取締役 若松 勇希
- 2 行政処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日  
令和7年12月2日
- 4 処分の理由  
事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 処分を受けた事業者

- (1) 名称  
株式会社湯野建工
- (2) 所在地  
北九州市八幡東区石坪町7番26号
- (3) 代表者  
代表取締役 湯野 武夫

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

#### 3 処分の年月日

令和7年12月9日

#### 4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

三江商事株式会社

(2) 所在地

福津市久末278-1

(3) 代表者

代表取締役 前田 冬

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和7年12月10日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
上伊加利土地改良区	令和7年12月17日

---

公告

解散した清算法人上伊加利土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改

良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
長谷川 義晴	田川市大字伊加利303番地3
小堤 照泰	田川市大字伊加利148番地3
中井 春美	田川市大字伊加利74番地
長谷川 敬一	田川市大字伊加利479番地
長谷村 辰幸	田川市大字伊加利96番地

公告

解散した清算法人畠土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
高津 康則	田川郡福智町伊方1027番地
香月 泉	田川郡福智町伊方1501番地
長尾 格也	田川郡福智町伊方1273番地
長尾 和幸	田川郡福智町伊方1278番地
黒田 浩幸	田川郡福智町伊方630番地
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160番地
高津 賴光	田川郡福智町伊方134番地
高津 茂	田川郡福智町伊方278番地

太郎丸 宏	田川郡福智町伊方324番地1
谷口 澄隆	田川郡福智町伊方352番地
高津 定則	田川郡福智町伊方926番地
松村 幸夫	田川郡福智町伊方933番地

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会規則第21号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月26日

福岡県公安委員会

#### 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第9項」を「第10項」に改め、同条第9項中「第4号中「標章」とあるのは「許可証」の次に「（第6項に規定する場合にあっては、当該許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」と、「掲出」とあるのは「掲示」を、「当該許可証の廃棄」の次に「（第6項に規定する場合にあっては、当該許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を、「許可証）を廃棄」の次に「（第6項に規定する場合にあっては、当該許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を、「警察署長から許可証の廃棄」の次に「（第6項に規定する場合にあっては、当該許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を加え、同項を同条第10項とし、同条中第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、第10項の規定において準用する第4条第5項第4号の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成

するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第16条第1項中「安全運転管理者 副安全運転管理者に関する届出書（様式第30号）」を「安全運転管理者に関する届出書（様式第30号）又は副安全運転管理者に関する届出書（様式第30号の2）」に改める。

様式第30号を次のように改める。



様式第30号の次に次の1様式を加える。



様式第51号を次のように改める。

樣式第51号(第31條關係)

運転経歴証明書		交付等 再交付	申請書	写 真
福岡県公安委員会 殿		年 月 日	年 月 日生 ( 歳)	3. 0×2. 4cm
氏名		生年 月 日	年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
住所		電話番号		
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち現に有するものなし・運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有するのとを希望するることを希望する 再交付を申請する理由 亡失・滅失・汚損・破損・その他( ) 記載事項の変更の有無 有 無 (この線から下には記載しないこと。)				
免許取消年月日又は 免許証等有効期間満了日		年 月 日		
受理窓口				
運転経歴証明書の番号				
運転経歴情報記録の番号				
住所等確認書類	住民票 個人番号カード その他( )			
添付書類	運転経歴証明書 亡失等事実証明書類 ( )			
県外からの転入者の 転出者				

注 1 申請者付本松内の召記載する。

申請日は、六月十四日午後四時取扱ること。  
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち現に有するもの欄及び運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの欄は、運転経歴証明書の交付若しくは運転云々修正情報の記録又はその双方の申請の場合に、該当する

3 再交付を申請する理由欄及び記載事項変更の有無欄には、運転経歴証明書の再交付を申請する場合に、該当するものを〇印で用がこと。

(A)

様式第52号を次のように改める。

様式第52号（第31条関係）

## 運転経歴証明書記載事項変更届

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

届出者	氏名 フリガナ	生年月日
	電話番号	年月日
変更する箇所のみ記載してください。		
旧住所		
新住所		
旧氏名 フリガナ	生年月日	年月日
新氏名 フリガナ	生年月日	年月日
運転経歴証明書の番号		
運転経歴情報記録の番号		
保有状況に応じて、下記の番号を記載してください。		
(この線から下には記載しないこと。)		
住所等の確認書類 受付警察署等	住民票 受付者	個人番号カード 処理者
その他( )		
本部登録処理者		

- 注 1 届出者又は届出者から委任を受けた者は、太枠内ののみ記載すること。  
 2 確認者署名欄は、運転経歴証明書に記載された変更等に係る事項に誤りがないこと  
 を確認した届出者又は届出者から委任を受けた者が署名すること。  
 3 住所等の確認書類欄は、該当するものを○印で囲むこと。

(A4)

様式第53号を次のように改める。

様式第53号(第31条の2関係)

## 取消処分者講習受講申請書

年 月 日

(福岡県公安委員会名又は指定講習機関名及び管理者) 殿

フ リ ガ ナ 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
本籍 (国籍)			
住 所			
希 望 す る 講 習 の 区 分	四 輪	二 輪	原 付
免許交付期間満了の日			年 月 日
取消し前に受けたいた 免 許 の 種 類	大 中 準 大 普 自	小 原 け 大 中 普	特 大 特 引 け
取消し前に受けたいた 免 許 の 種 類	型 型 通 特	自 二 二 特 付	引 二 二 二
取消し前に受けたいた 免 許 の 種 類	型 型 通 特	大 中 普 自	特 大 特 引 け
公 安 委 員 会			
講 習 日	年 月 日	写 真	
講 習 場 所		(3. 0 × 2. 4 c m)	

注 1 申請者は、太枠内ののみ記入すること。

2 取消し前に受けたいた免許の種類欄及び希望する講習の区分欄は、該当するものを○印で囲むこと。

(A 4)

様式第71号を次のように改める。

様式第71号（第33条の12関係）

## 運転免許取得者等教育変更届出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

届出者

氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

施設の名称	
施設の所在地	
変更する記載事項	
変更後の記載事項	
変更日	
備考	

注 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者を記入すること。

(A4)

様式第78号を次のように改める。

様式第78号（第33条の18関係）

## 運転免許取得者等検査変更届出書

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

届出者 住所

氏名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

施設の名称	
施設の所在地	
変更する記載事項	
変更後の記載事項	
変更日	
備考	

注 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者を記入すること。

(A 4)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年12月15日から適用する。

**福岡県公安委員会告示第381号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、令和7年10月27日から同年11月25日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年12月26日

福岡県公安委員会

- 1 規則の題名  
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和7年福岡県公安委員会規則第21号）
- 2 規則の公布の日  
令和7年12月26日
- 3 意見公募手続の結果  
意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。
- 4 関連資料  
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通規制課に備え置く。